

『モバイル市場の競争環境に関する研究会』

- ご説明資料 -

2018年12月26日
ソフトバンク株式会社

1. これまでの取組み
2. データ接続（卸）料金・音声卸料金
3. 多様なサービスの提供
 - IoTメニュー
 - BWA関連
4. まとめ
5. 参考資料（質問事項へのご回答）

1. **これまでの取組み**
2. データ接続（卸）料金・音声卸料金
3. 多様なサービスの提供
 - IoTメニュー
 - BWA関連
4. まとめ
5. 参考資料（質問事項へのご回答）

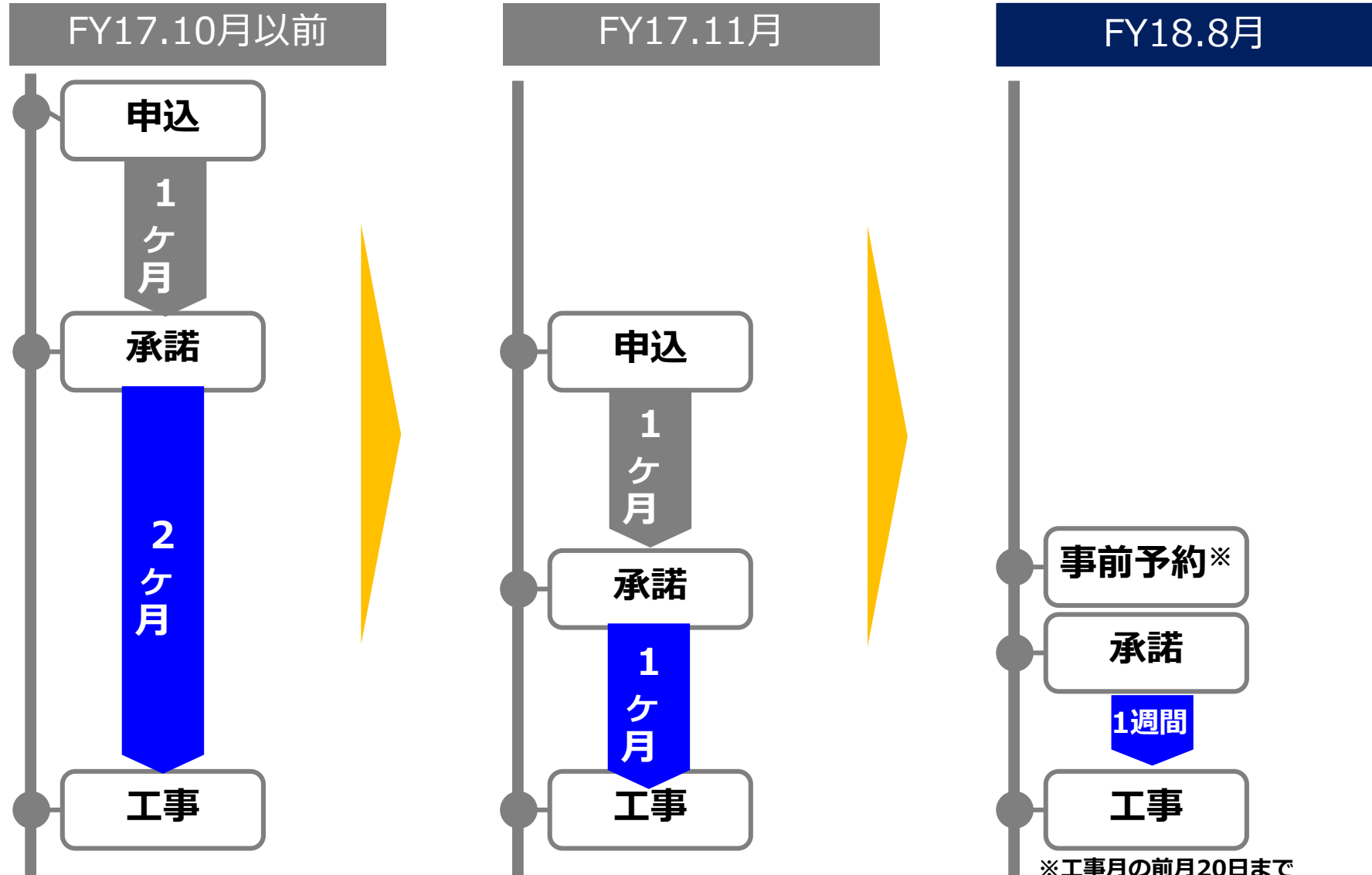
これまでの政策議論と対応

総務省要請や自主的取組みにより、MVNO向け対応を随時実施

	各種検討会議論等	当社情報開示 提供条件改善 など
FY16	<ul style="list-style-type: none"> 携帯料金タスクフォース <ul style="list-style-type: none"> HLR開放議論の促進 情報通信行政・郵政行政審議会 <ul style="list-style-type: none"> 二種接続料規則の新設 ICTサービス安心・安全研究会 <ul style="list-style-type: none"> β算定方法の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 当社接続料算定方法に省令改正内容を反映
FY17	<ul style="list-style-type: none"> 情報通信行政・郵政行政審議会 <ul style="list-style-type: none"> 回線管理機能費、SIM料金の区分、算定方法等追加 	<ul style="list-style-type: none"> 約款改定（SIM種類/機能の明確化） 役務利用管理システム料金/機能規定追加 障害時におけるMVNOへの通知 L2接続に伴う網改造料の目安額公表 省令に基づくSIM費用算定 帯域変更工事期間の短縮
FY18	<ul style="list-style-type: none"> モバイル市場の公正競争促進に関する検討会 <ul style="list-style-type: none"> MNP Web予約窓口の実装 迷惑メールフィルタ透過条件開示 HLR開放に係る情報開示 	<ul style="list-style-type: none"> VoLTE卸提供 テザリング機能開放 帯域変更工事期間の更なる短縮 10Gポート対応直収パケット接続装置の提供 MNP Web予約窓口の実装に向けた準備 迷惑メールフィルタ透過基準提示 役務利用管理システム一部機能追加

※下線部は自主的取組み

手続き期間短縮や簡素化に自主的に対応

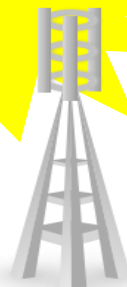


※工事月の前月20日まで
※押印等不要な簡易書式に変更

2017年12月より個別のメール通知を開始 (従来は一般ユーザ向けのHP告知のみ)



ネットワーク
障害



メール通知

To : MVNO事業者様

Sub : SoftBank MVNOサービス 障害報告

発生箇所 : 携帯電話基地局

障害状況 : 一部エリアで音声通話とデータ通信
サービスが利用しづらい場合があります

発生日時 : 2018/9/29/00:30

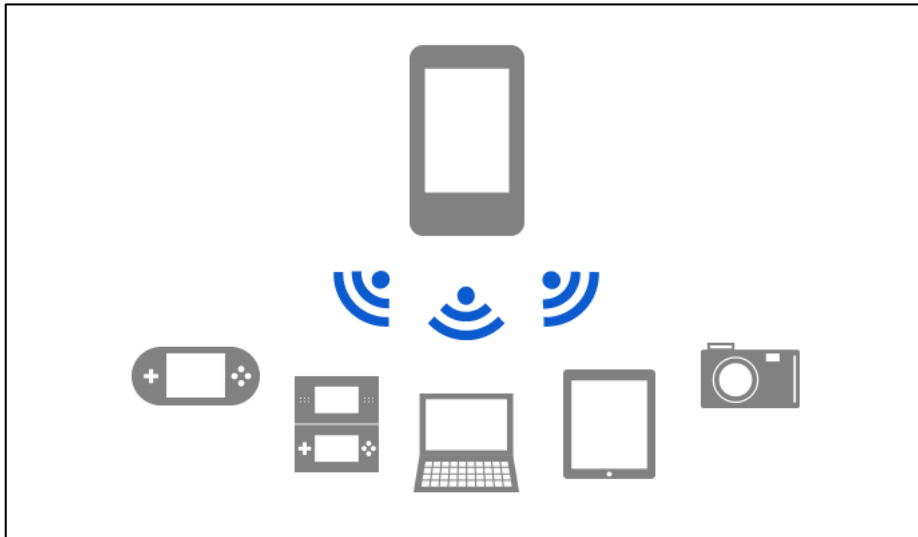
影響範囲 : 鹿児島県奄美市 . . .

障害原因 : 台風24号に伴う停電・伝送路支障の影響等

対処状況 : 対処中

※台風24号の例では22回通知

MVNO向けに2018年4月より提供開始 (月額料金無料で機能を提供)



テザリング機能：

Wi-Fi対応のパソコンやゲーム機などからスマートフォン、もしくは4Gケータイをアクセスポイント（Wi-Fiルーター）としてインターネット接続できる通信機能

2018年2月より、大容量トラヒックメニューを新設

		新設	
容量	小	中	大
装置 (イメージ)	構成員限り		
ポート 容量	1Gbps	10Gbps	
ポート数	10	2	10
利用形態	複数事業者共用	1事業者専用	

適直接続約款を改定

障害時の
MVNOへの通知

(当社の通知責任)

第52条の2 当社は、ふくそう、事故等により当社の電気通信役務の提供に生じた支障に関する情報を協定事業者に通知することとします。

役務利用管理
システム料金/
機能規定追加

(開通システム等の利用の申込み)

第28条の2 接続申込者は、当社に対し、別表1に規定するMVNO回線管理機能の利用のために開通システム(MVNOサービス契約に係る、当社の電気通信役務の利用の開始、変更及び廃止並びにこれらに関する情報の管理を行うためのシステムをいいます。以下同じとします。)又は3Gチップの利用の申込みを、当社が指定する事務取扱所に行うことができます。

網改造料算出/
按分方法追記

機能の区分	機能の内容	備考	按分方法
直取パケット接続装置機能	仮想携帯電話事業者のMVNOサービス契約の契約者が指定する移動無線装置と当社の無線基地局設備との間に設定される電気通信回線と、その仮想携帯電話事業者の電気通信設備との間の通信を直取パケット交換機を介して行うために必要となる接続装置を利用する機能	網改造料の支払いを要します。	接続装置において利用するポート数

適直接続約款を改定

SIM種類/
機能の明確化

省令に基づく
SIM費用算定

区分		単位	形状	料金額	備考
3G チップの利 用に係る費用	3G チップの利用の申込みを行い、当社がその申込みを承諾したときに要する費用	1 枚ごとに	Plug-in UICC(標準タイプ)、 Mini-UICC(micro タイプ) 又は 4FF(nano タイプ)	337 円	直収パケット 接続機能で の利用が可 能です。

(開通システム又は 3G チップの機能及びその他の提供条件の追加等の情報)

第 97 条の 4 前条及び前々条の規定によるほか、当社は、開通システム又は 3G チップの機能及びその他の提供条件の追加又は変更に係る情報及びふくそう、事故等により当社の電気通信役務の提供に生じた支障に関する情報を、当社が定める方法により協定事業者に通知することとします。

(接続の手続き等に関する情報等の提供)

第 97 条の 2 当社は、接続協議等に関する情報、並びに 3G 通信サービス及び 4G 通信サービスに係る営業区域に関する情報並びに別表 2 に掲げる直収パケット接続装置機能に係る網改造料の目安の金額について、接続申込者がインターネットホームページを通じて閲覧できるようにします。

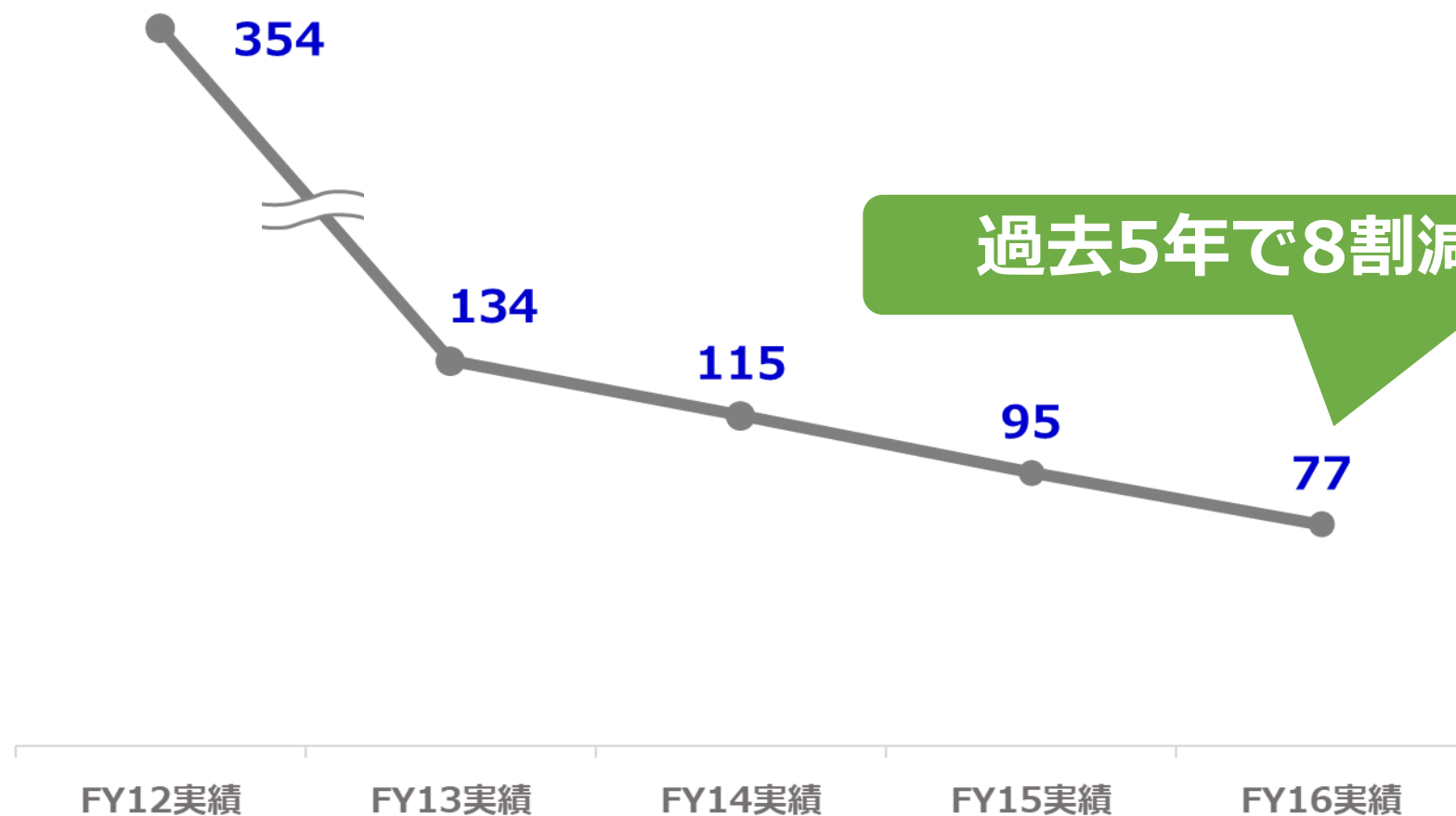
役務利用管理シ
ステム/SIMカード
の機能追加等の
MVNOへの通知

L2接続に伴う網改
造料の目安額公表

1. これまでの取組み
- 2. データ接続（卸）料金・音声卸料金**
3. 多様なサービスの提供
 - IoTメニュー
 - BWA関連
4. まとめ
5. 参考資料（質問事項へのご回答）

データ接続料は大幅に低廉化

【万円・10Mbps/月】

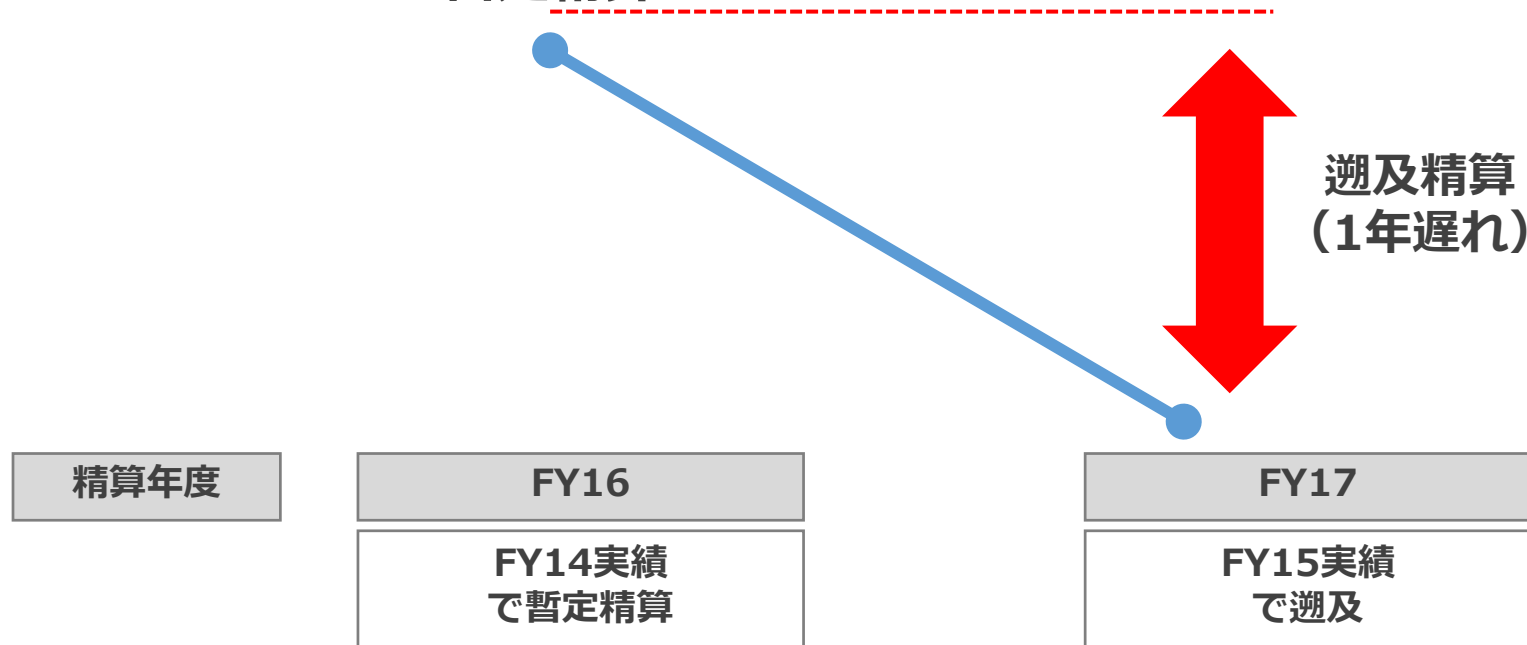


過去5年で8割減

暫定精算の負担が大きいと指摘あり

【データ接続料の推移イメージ】

過去実績による
暫定精算



MVNOの要望に対しては、 以下の「割引率を乗じた暫定値精算」 ルールを運用することにより対応可能と想定 (制度の変更は不要)

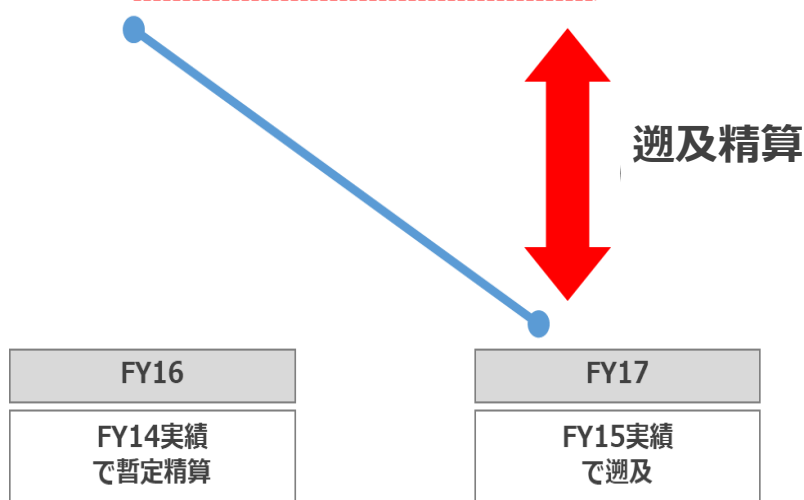
【MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン】

a 暫定値

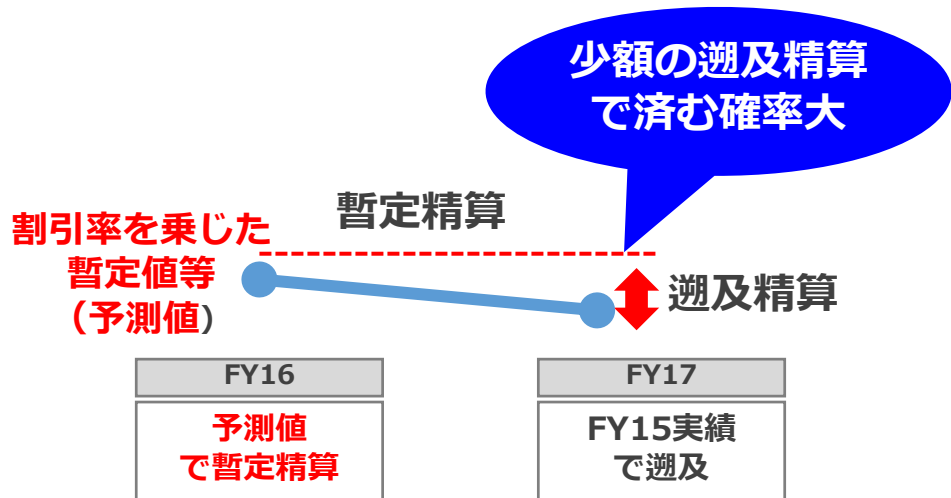
・・・このため、暫定的な支払額として、前々算定期間の実績値に基づく接続料に代えて、接続料の過去の増減トレンドを当てはめて得た額や当該算定期間の前々算定期間の実績値に基づく接続料に**一定の割引率を乗じた額等を踏まえ合理的に設定した暫定値を設定**することにより、接続事業者にとってキャッシュフローの面で過大な負担が課されないよう方策を講じることが望ましい。

< 現行スキーム >

過去実績による
暫定精算



< 変更案 >



- 割引率を乗じた暫定値（予測値）については、予測の精度や将来動向の不確実性により、過少請求・過剰請求の双方のケースが生じ得る
- 予測値の設定については、MVNOと協議の上決定する等、運用については別途検討

接続料算定方式の透明性

接続料算定根拠を毎年度総務省に提出し、適正性を確保
(届出制において十分な対応を実施)

接続料算定規則に基づく
様式17の4の2~7、告示様式第1~2の提出

総務省要請を踏まえた
算定方法の見直し

2 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出

	データ伝送役務に係る費用	回線容量課金対象外費用	回線容量課金対象費用	接続費用
営業費				
運用費				
施設保全費				
共通費				
管理費				
試験研究費				
研究費償却				
減価償却費				
固定資産除却費				
通信設備使用料				
租税公課				
合計				

総務省への
詳細説明も
実施

1 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料

	(設備等の算定上の区分)	計
原価 (単位:円)		
利潤 (単位:円)		
需要 (単位:Mbps)		
(原価+利潤) ÷ 需要		
当該機能による使用回数		
接続料単価		
備考		

※電気通信事業法施行規則より一部抜粋

総基料第60号
平成30年3月22日

ソフトバンク株式会社
代表取締役社長兼CEO 宮内 謙 殿

総務省総合通信基盤局長
渡辺 克也

第二種指定電気通信設備に関する接続料におけるBWAに係る原価及び需要の扱いについて (要請)

平成28年4月1日以降の貴社の設置する第二種指定電気通信設備に関するデータ伝送交換機能の接続料の算定において、BWAに係る原価及び需要について、適正に反映される方法によることとされたい。

以上

※平成30年3月22日付要請文書

不当な差別的取扱いについては、 「①卸契約届出」「②接続約款規定」で担保可能

卸サービス提供の透明性確保

MVNOへの卸契約を総務省に届出
(総務省で検証結果を公表)

ネットワーク管理の公平性確保

省令改正を踏まえ接続約款へ
以下内容を規定予定

電気通信事業法第38条の2による届出(二種指定事業者による卸役務)の概要

9

詳細な届出のあった事業者③

(電気通信事業法施行規則第25条の7第4号)

名称	卸先事業者(卸先事業者が提供を受ける電気通信役務)
ソフトバンク株式会社	A社(データ伝送役務(回線卸)) B社(データ伝送役務(回線卸))

主な届出内容

主な届出内容と接続約款等との比較は、次のとおり。

主な届出事項	主な届出内容	接続約款等との比較
役務に関する料金	<A社> ○通信料 利用パケット数に応じた料金が設定されている。 ○基本使用料 契約形態によって異なるが、1契約ごとの月額料金が設定されている。	○通信料 届出のあった卸先事業者間で異なっている。 (接続約款には、データ通信料として10Mbpsあたりの月額料金が定められているが、着信幅帯金型レイヤ2接続でデータ伝送役務の提供を行う場合のものであり、届出のあった卸電気通信役務の提供形態とは異なる。)
	<B社> B社の電気通信役務に基づく収入に一定の割合を乗じた金額が設定されている。	○基本使用料 届出のあった卸先事業者間で異なっている。 (接続約款上に該当する規定はない。)

「第二種指定設備設置事業者が、ネットワーク管理において、利用者又は電気通信事業者に対する不当な差別的取扱い及び通信の内容による不当な差別的取扱いを行わない旨」

※総務省公表資料より

音声卸料金の低廉化については、協議要望に応じる予定

【検討例】

現状

タリフベースのリテールマイナスで提供



今後

ボリュームディスカウント等の導入

1. これまでの取組み
2. データ接続（卸）料金・音声卸料金
- 3. 多様なサービスの提供**
 - IoTメニュー
 - BWA関連
4. まとめ
5. 参考資料（質問事項へのご回答）

当社は2018年4月にIoTサービスの商用化 現在、試験サービスも実施中でありサービスの立ち上げ期

2018年4月

日本初、NB-IoTの商用サービスを開始

2018年4月26日
ソフトバンク株式会社

ソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」）は、IoT機器向けのLTE規格であるNB-IoTおよびCat. M1（カテゴリーエムワン）のネットワークの構築を2018年4月に完了し、商用サービスを開始しましたのでお知らせします。NB-IoTの商用サービスを開始するのは、国内で初めて^{※1}です。

今回の商用サービスを開始したNB-IoTおよびCat. M1は、さまざまなIoTデバイスに幅広く対応するため、低消費電力を実現する技術であるeDRX^{※2}とPSM^{※3}を導入済みです。

2018年9月

世界初、NB-IoT向けNIDD技術を使用した 商用環境での試験サービスを開始

2018年9月28日
ソフトバンク株式会社

ソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」）は、IoTデバイス向けのLTE通信規格であるNB-IoTにおいて、3GPP^{※1}で新たに規格化されたNIDD（Non-IP Data Delivery）技術の商用環境での接続試験に、世界で初めて^{※2}成功しました。これを受けてサービス事業者を募り、商用環境での試験サービスの提供を開始します。

※NIDD（Non-IP Data Delivery）とは、IoTデバイスにIPアドレスを割り当てることなくデータ通信を行うことができる通信技術。通信にIPを使わないことにより、高セキュリティなネットワークを構築することや通信に必要な電力を抑えられること等が可能となる。

MVNOガイドラインにて、MNOの設備投資やイノベーションに配慮すること等について記載

MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン（抜粋）

(ア) アンバンドル機能等
ア) 基本的な考え方

(略)

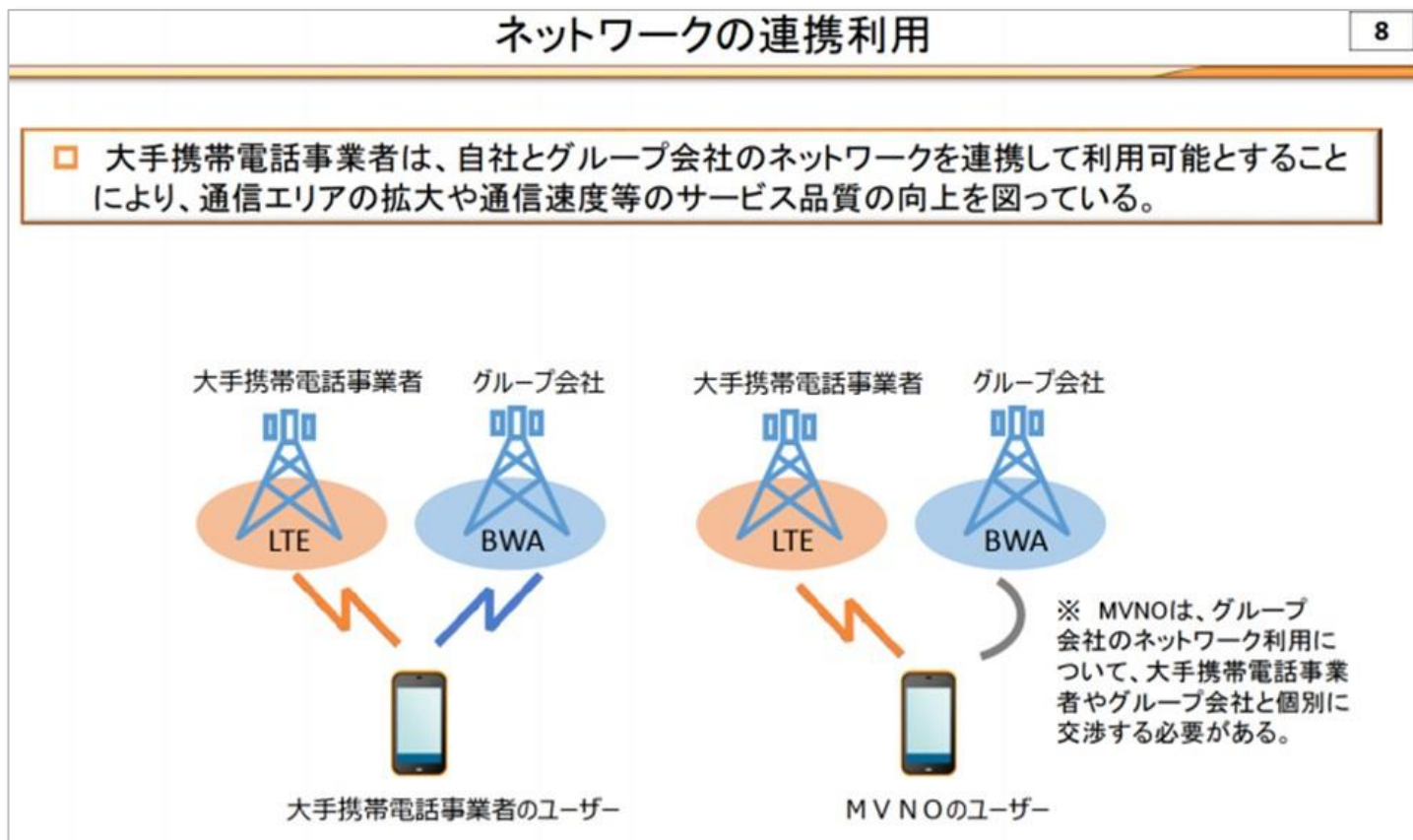
なお、第二種指定電気通信設備には第一種指定電気通信設備のようなボトルネック性が認められないこと、移動通信市場においてはサービス競争が一定程度進展していること等の移動通信分野の特性に鑑み、**二種指定事業者の設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配慮するほか、アンバンドルに係る仕組みには、事業者間協議による合意形成を尊重し、その促進を図る視点を盛り込む。**

将来的にMVNOの要望も踏まえサービス提供を検討予定

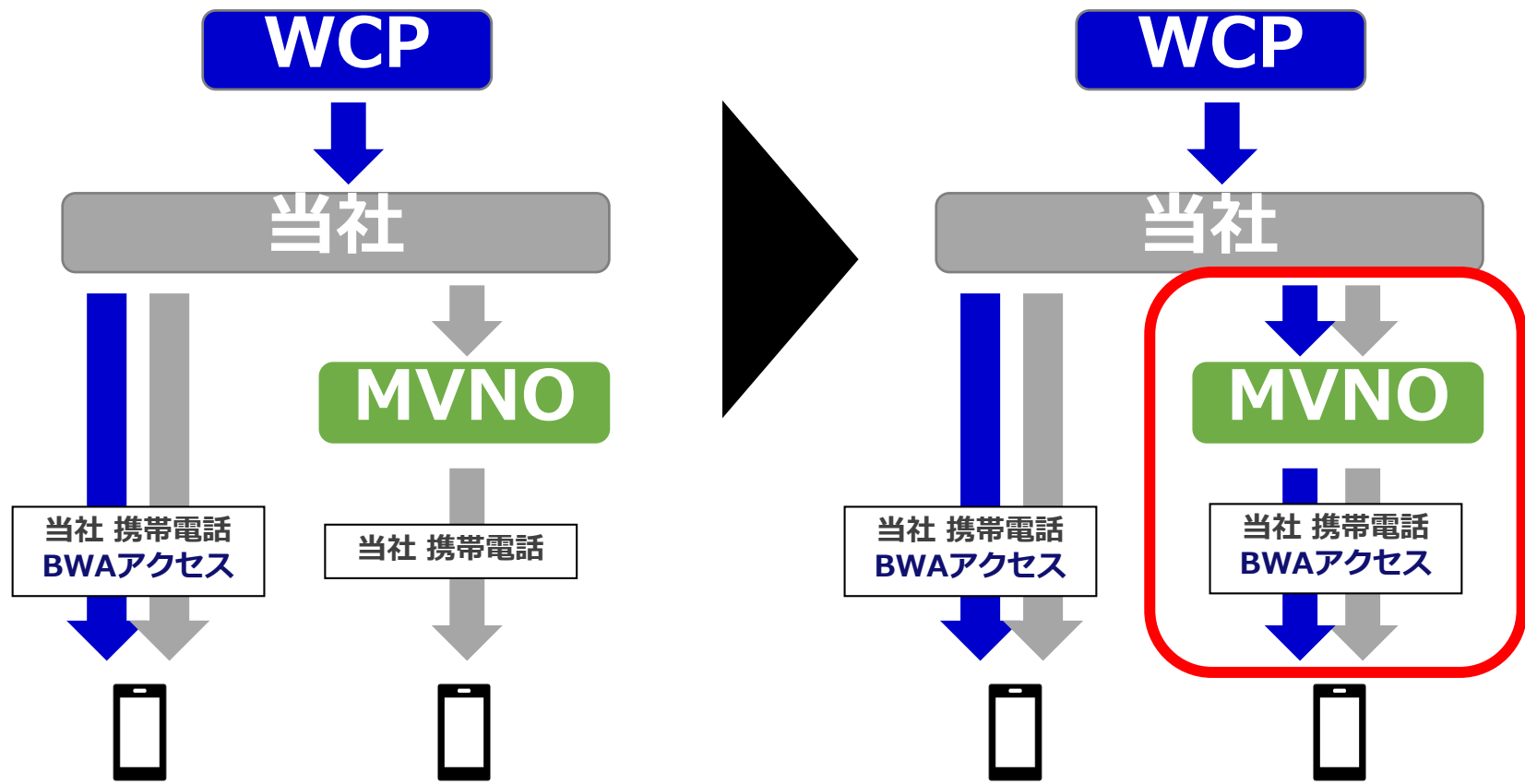
BWAにかかるとMNOとMVNOの公平性の視点

CA（キャリアアグリゲーション）等の「ネットワーク連携」について、MNOとMVNOの公平性が求められている認識

※当社グループBWA事業者の状況については、Wireless City Planning株式会社（WCP）よりご説明



CA等の連携機能を要望される場合は
WCPを2種指定せずとも、当社が卸提供することで実現可能
(制度の見直しに伴う時間とコストを削減)

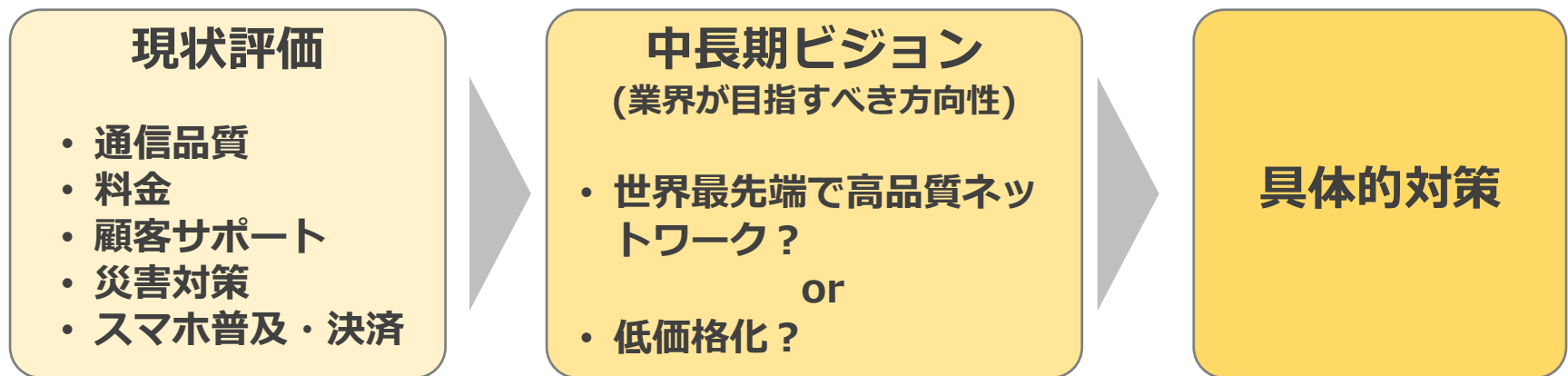


1. これまでの取組み
2. データ接続（卸）料金・音声卸料金
3. 多様なサービスの提供
 - IoTメニュー
 - BWA関連
4. **まとめ**
5. 参考資料（質問事項へのご回答）

モバイル市場の公正競争のため、各課題に対して、前向きに検討していく所存

他方、「目下の料金低廉化」「MVNO促進・保護」という近視眼的な視点のみでなく、モバイル市場の中長期的ビジョンを明確化・整理したうえで、具体的対策について議論を進めていただきたい

例)



1. これまでの取組み
2. データ接続（卸）料金・音声卸料金
3. 多様なサービスの提供
 - IoTメニュー
 - BWA関連
4. まとめ
5. **参考資料（質問事項へのご回答）**

**モバイル市場の競争環境に関する主要論点別
MNOヒアリング質問事項への回答
(その他論点)**

質問	SB回答
<p>現在、御社とL2接続を行っているMVNOへの音声卸料金の料金設定について、卸先MVNOごとに教えていただきたい。</p>	<p>全MVNOに対し、同一の条件で料金を設定しています。</p> <p>構成員限り</p>
<p>御社の音声通信料金プラン（各種定額、準定額プランを含む。）と比べて、御社の音声卸料金の料金設定は妥当か。</p>	<p>音声卸料金は当社音声通話料金プランを元にリテールマイナスで設定しており、水準は妥当な範囲内であると考えます。</p>
<p>御社の音声通信料金プランごとに、過去一年間の収入と月平均のユーザ数及び発信通話時間（一の発信における通話時間を0.5分刻みで切り上げてから集計すること）を教えてください（期間拘束や自動更新の有無ごとに別集計すること。）</p>	<p>経営情報にあたりますので提示は差し控えさせていただきます。</p>

質問	SB回答
<p>現在、御社とL2接続を行っている MVNOはセルラーLPWAサービスを利用可能ですか。</p>	<p>LPWAサービスは、L2接続で提供している設備と異なるため現状では利用できません。</p>
<p>可能である場合、御社とMVNOでその内容に差異はありますか (PSMやeDRXの適用の有無、利用可能なSIMの差異等)</p>	<p>上記事由のため、現時点では未定です。</p>

質問	SB回答
<p>周波数割当てに係る審査や毎年度実施している電波の利用状況調査の評価について、モバイル市場の公正競争促進にも資するよう、MNOがネットワーク提供に継続的に取り組むインセンティブを与えるような措置の導入を検討することが必要ではないか。</p>	<p>周波数割当てにおいては、総務省がMVNOへの提供計画を割当て前に審査し、また、割当て後も、MVNOへの提供実績は、四半期毎に一般公開されています。</p> <p>従って、既にMVNO促進に継続的に取り組むインセンティブは確保されていると考えます。</p> <p>接続料は算定ルールに則り算定した結果であり、その水準や低下の程度は、評価軸としては馴染まないと考えます。</p>

質問

スマートフォンでeSIMが普及した場合に、モバイル市場における競争政策にどのような影響が生じ、どのような課題が考えられるか

・上記論点についての意見如何

(eSIM対応端末に、MVNOがプロフィールを提供できるよう、MNOのリモートSIMプロビジョニング基盤の開放が必要との意見(MVNO委員会等)も踏まえた上でお教えいただきたい。)

SB回答

現時点ではeSIMの普及動向等について不明であり、当社においても対応方針を検討中の段階のため、今後の影響や課題についてお答えすることが困難です。

なお、eSIMについては、当社のプラットフォームを利用せず、MVNOにおいて(標準化された仕様に準拠の上)自ら必要な設備等を構築することも可能と考えます。

質問

MNOとMVNOとの競争環境や利用者料金の在り方等について、5G時代に向けてどのような変化が見込まれ、どのような課題が考えられるか。

・上記論点についての意見如何。

(5G時代に向けた新たなMVNOのネットワークアーキテクチャの検討が必要、仮想化モバイルコアネットワークにおけるMVNOに関連する制度整備が必要とする意見(MVNO委員会等)も踏まえた上でお教えいただきたい。)

SB回答

5Gについては、現時点で電波の割り当て前且つ、ネットワーク環境や機能等について検討中のため詳細は未定ですが、一般論として、MNOのネットワーク提供形態等が多様化する可能性はあるものと考えます。

一例として、5Gで実現されるネットワークスライシング技術等により、各種サービス要件にあった通信制御をネットワーク全体に提供し、あたかも各要件毎に個別のネットワークを構成しているかのようにネットワーク全体を制御することが容易となり、一つのネットワークで多様な品質のサービスを効率的に提供する事が実現できる可能性があると考えます。

その一方、MNOの立場としては、それら個々のネットワーク品質に対応した適正な対価についてMVNOから徴収出来ることもあわせて必要であると考えます。

いずれにしても、今後の技術やサービスの進化が妨げられることのないよう、現時点で画一的なルール整備を行うことは避け、多様なビジネスモデルが創出可能な環境が確保されるよう配慮頂きたいと考えます。

MVNO等からの質問①

質問	SB回答
<p>禁止行為規制対象事業者の拡大のための指定要件収益シェアの引き下げ等 (MVNO委員会殿等)</p>	<p>移動体通信市場における禁止行為規制は、「公平競争等に及ぼす弊害が著しく大きく看過し得ないような市場支配力の乱用を未然に防止する」という市場支配力を根拠とした規律のため、公平競争や利用者利益に著しく悪影響を及ぼすことが明らかな場合に限り検討されるべきと考えます。</p> <p>NTTグループはボトルネック性を有する不可欠設備を設置しており、固定・モバイルの各市場で高いシェアを占めていることから、他の電気通信事業者の市場支配力とは一線を画すものであり、第二種指定電気通信設備を設置する事業者の中でもNTTドコモ殿は区別して取り扱うことが必要と考えます。</p>
<p>増分費用方式の適用が適切 (日本通信殿)</p>	<p>モバイル市場は、設備競争により、ネットワークの効率化のインセンティブが働いているため、増分費用方式を適用する必要はないと考えます。</p>
<p>SIM貸与費用算定方法の精査 (日本通信殿)</p>	<p>2017年9月の第二種接続料規則の改正を受け、算定ルールに従いSIMカードの費用算定を行っています。</p>
<p>網改造料算定方法の精査 (日本通信殿)</p>	<p>MVNOに提示している網改造料については、当社接続約款に記載している算定式等に則り算定を行っています。</p> <p>網改造料について疑義がある場合は、事業者間協議の円滑化に関するガイドラインに記載されているスキームに則り、双方対応を行うこと足りるものと考えます。</p> <div style="border: 2px solid red; height: 40px; width: 100%; margin-top: 10px;"></div> <p style="text-align: center; color: white; background-color: red; padding: 5px;">構成員限り</p>

MVNO等からの質問②

質問	SB回答
HLR/HSS連携の技術的条件、 網改造費等の情報公開 (日本通信殿)	MVNOから求めがあれば、協議の上検討します。
会計分離制度の導入 (日本通信殿)	既に、第二種指定電気通信設備接続会計規則により、第二種指定電気通信設備との接続に関する会計の整理の方法が定められているため不要と考えます。
電気通信番号等の柔軟な付与 (日本通信殿)	MVNOへ直接電話番号の付与を行う必要性が不明瞭ですが、電話番号有効利活用の観点等を踏まえた慎重な検討が必要と考えます。
半黒SIMの横断的ルール整備 (日本通信殿)	当社としては電話番号有効利活用の観点から合理的と考えられる基準で運用を行っています。 なお、MVNOがSIMの利用期限を懸念される場合は白SIM(電話番号が書き込まれていないSIM)の利用を推奨しています。
API利用価格の低廉化等 (日本通信殿)	APIは来年度を目途に機能開放に向け準備中です。

11/14事業者ヒアリングに対する 追加質問事項等への回答

各社共通 (1/7)

質問

- ① 2年縛りの解約金の算定根拠と、実際の数値を入れた計算プロセスをお示しいただきたい。平均的な逸失利益を下回る額との説明があったが、具体的にどのように算定し、どのような額となっているのか。

SB回答

期間契約の解除料については、市場環境や逸失利益等を勘案して設定しており、現行の解除料が当社に通常生じる平均的損害（逸失利益）を超える金額になっていないことを考慮すれば、一定の合理性の範囲内で設定されている認識です。

なお、平均的な逸失利益は以下の算定式で求めており、その金額は [] です。

構成員限り

1契約当たり平均逸失利益＝

- ①1か月当たり平均利益
×
②解約時の平均残存期間

- ①：平均的収入(ARPU)から 変動コストを控除した額
②：24か月-2年以内に解約するユーザの平均利用月数

各社共通 (2/7)

質問

- ② 2年縛りなしプランとありプランの料金差の算定根拠と、実際の数値を入れた計算プロセスをお示しいただきたい。ソフトバンクにおいては、9月に縛りなしプランを値上げする前と後の双方の算定根拠を示して欲しい。

SB回答

競争環境やユーザニーズ等の市場環境を考慮し設定しています。

なお、前回ヒアリング資料の通り、値差の縮小は今後検討する予定です。

本年9月に発表した通話基本プランの2年契約なしの料金水準については、以下の割引が適用されるため、実質的には2年契約有無による値差は旧プランより縮小しています。

- ・ 端末購入の場合：月月割
(端末によって異なる)
- ・ SIM単体契約の場合：USIM単体専用割
(月額3,000円)

※詳細次頁

旧プラン（音声準定額）

単位：円		端末購入あり（iPhone 8）			端末購入なし（SIM単体）		
		2年契約 自動更新あり	2年契約 自動更新なし	定期契約な し	2年契約 自動更新あり	2年契約 自動更新なし	定期契約な し
基本料+web使用料 +データ定額（50GB）		9,000	9,300	10,500	9,000	9,300	10,500
割引	月月割	-2,880	-2,880	-2,880	-	-	-
計		① 6,120	6,420	② 7,620	① 9,000	9,300	② 10,500
2年契有無による値差（②-①）				1,500	1,500		

新プラン（音声準定額）

単位：円		端末購入あり（iPhone 8）			端末購入なし（SIM単体）		
		2年契約 自動更新あり	2年契約 自動更新なし	定期契約な し	2年契約 自動更新あり	2年契約 自動更新なし	定期契約な し
基本料+web使用料 +データ定額（50GB）		7,980	8,280	10,680	7,980	8,280	10,680
割引	1年おトク割	-1,000	-1,000	0	-1,000	-1,000	0
	月月割	-	-	-2,880	-	-	-
	USIM単体専用割引	-	-	-	-	-	-3,000
計		① 6,980	7,280	② 7,800	① 6,980	7,280	② 7,680
2年契有無による値差（②-①）				820	700		

各社共通 (3/7)

質問	SB回答
<p>③ 次の数値について、数年の経緯が分かるような形で、お示しいただきたい。</p>	
<p>(a) 端末に係る収益・費用（費用にあつては、仕入れ額、端末購入補助の額、通信料金による割引等の額等の内訳）</p>	<p>経営情報のため回答を差し控えさせていただきます。</p>
<p>(b) 端末購入補助の額（通信役務の割引等の額、端末代金の割引等の額（うち通信契約が存在しない場合でも提供される割引等の額）、経済上の利益）</p>	<p>報告規則に基づき総務省にご報告している数値は次頁の通りです。</p>
<p>(c) 代理店への支払金の額（総額、うち販売奨励金の額、うち端末販売奨励金の額）</p>	<p>報告規則に基づき総務省にご報告している数値は次々頁の通りです。</p>

構成員限り



構成員限り

--

各社共通 (5/7)

質問	SB回答
<p>③ 次の数値について、数年の経緯が分かるような形で、お示しいただきたい。</p>	
<p>(d) 新規契約数（うち端末購入を伴う契約数、うち割賦販売数）、端末変更数（うち端末購入数、うち割賦販売の数）</p>	<p>経営情報のため回答を差し控えさせていただきます。</p> <p>構成員限り</p>
<p>(e) 期間拘束ありの契約数（自動更新あり・なしの別）、期間拘束なしの契約数</p>	
<p>(f) 端末の下取り台数・下取り合計額及び当該端末のうち売却台数・売却合計額（及び主な売却先）</p>	<p>経営情報のため回答を差し控えさせていただきます。</p>

各社共通 (6/7)

質問	SB回答
<p>④ ③の数値について、定期的に公表できないか。公表できないとした場合であっても、定期的に行政に提出し、必要に応じて、本研究会のような検討の場等に委員限りで示すことについてはどうか。</p>	<p>経営情報のため公表を控えさせていただきます。検討の場等への数値の提示につきましては、項目毎に、都度検討します。</p>
<p>⑤ 解約率を算定するに当たっての分子、分母は何か（数値そのものではなく、例えば、分子についていかなる期間におけるいかなる数値を用いたか説明いただきたい）。</p>	<p>解約率（月間平均解約率）の定義は以下の通りです。</p> <p>解約率 = 解約数 ÷ 稼働契約数 解約数：当該期間における解約総数 稼働契約数：当該期間の各月稼働契約数 ((月初契約数 + 月末契約数) ÷ 2) の合計値</p>

各社共通 (7/7)

質問

SB回答

構成員限り

⑥ 海外（米英独仏）では、キャリアの値引き以外に、代理店が大幅に値引きするという行為はほとんど見られないところ、なぜ日本ではこのような値引きが行われるのか、何か構造的な違いがあるのか、もし何か情報があれば教えて欲しい。

⑦ 大手量販店のキャリア各社のコーナーは、代理店ではなくキャリアによる直契約と認識している。とすれば、「一括0円」やキャッシュバック10万円といった売り方は、端末購入補助ガイドラインに抵触するのではないかと考えている。これはどのように考えればよいのか教えていただきたい。ちなみに、有楽町駅前のビックカメラの各社のコーナーは直契約かどうか教えていただきたい。「代理店独自値引き」と値札に書かれていたが、そうなのか。直契約ではないのか。

当社のみ (1/4)

質問	SB回答
① 資料6頁で、利用データ量の推移はどうなっているのか。	<p>具体的な数値の提示は控えさせていただきますが、動画等の利用も増加し、利用データ量は増加傾向にあります。</p> <p>構成員限り</p>
② 資料9頁で、おうち割等のない単純な比較を示して欲しい。	<ul style="list-style-type: none">・ 1回線 旧プラン：9,000円 新プラン：6,980円 (▲22%)・ 4回線以上 旧プラン：7,000円 新プラン：4,980円 (▲29%)
③ 資料12頁で、なぜ日本だけ出典が違うのか。	<p>海外の接続率の出典元(OpenSignal)の日本のデータはMNO3社の数値であったため、前ページの料金と合わせ、当社のLTE接続率を使用しました。</p> <p>なお、OpenSignalの接続率を使った場合の結果は参考資料P62の通りであり、結果は大きく変わりません。</p>

当社のみ (2/4)

質問	SB回答
<p>④ 資料2 1頁で、基本プラン、データ以外の各種の割引や端末との組合せについては、依然として複雑なのではないか。</p>	<p>以前よりはシンプル化しているものと考えますが、今後についても、引き続き真摯に検討していく所存です。</p> <p>なお、様々なお客様のニーズに応えようとするサービスも多様化し複雑になりやすく、一方、シンプルにしようとするサービスが画一的になる傾向があるため、バランスが必要であると考えております。</p>
<p>⑤ 資料3 4頁で、自動更新ありとなしで、当該期間における役務の提供関係に差異がないにもかかわらず、割引額を異ならせている理由は何か。</p>	<p>自動更新なしは「2年間」の利用を前提にした割引であり、自動更新ありは「2年以上」の利用を前提にした割引であることで、水準差を設けています。</p> <p>また、「自動更新なしのプラン」については、2016年の「利用者視点からのサービス検証タスクフォース」で示された方針に沿って用意したプランであり、割引額が「自動更新ありのプラン」と異なることも当時の議論で認められていました。</p>
<p>⑥ 資料3 7頁で、「期間契約なしプラン等の値下げ」は具体的にどの程度が検討対象なのか。下の図を見る限り、2年契約・自動更新と同額にはならないということか。</p>	<p>具体的な水準は今後検討します。</p>

当社のみ (3/4)

質問	SB回答
<p>⑦ 資料47頁で、多段階の定額料が適用される料金プランについて、最低の月額料金を全面に出して「〇〇円～」と記載するのは、実支払額との乖離が大きく見える懸念があるとも思われるが、どうか。</p>	<p>ご指摘の懸念は真摯に受け止め、分かりやすい表示を心がけるよう、検討します。</p>
<p>⑧ 資料54頁について</p> <ul style="list-style-type: none">・ キャッシュバック等が端末流通の促進等に一定の効果があるとしているが、むしろ過度なキャッシュバック等は、合理的な端末市場をゆがめていると考えるが、どうか。	<p>前回のヒアリングで申し上げた通り、当社も過度なキャッシュバック等は抑制すべきと考えています。</p>
<ul style="list-style-type: none">・ 低価格端末があるとしても、高機能端末との価格差が本来の価格差よりも大幅に縮まることにより、結果として、本来であれば低価格端末で十分な利用者が高機能端末を購入することになってしまっているのではないか。	<p>当社はこれまでも、高機能の高価格端末だけでなく、低価格の端末もラインナップとして取り揃えており、お客様のニーズに合わせた端末を選択していただけるよう努めています。</p> <p>また、過剰な端末購入補助を抑制することにより、こうした状況はより適正化の方向に向かうものと認識しています。</p>

当社のみ (4/4)

質問	SB回答
<p>⑨ 資料56頁で、複数企業で料金体系が類似することは「通信業界に限ったことではありません」とのことだが、例えば他にどのような業界でそうなっているのか。</p>	<p>提供商品や提供価値に差異がない、もしくは小さい場合において、価格が競合他社と同一水準に収斂することは一般的であり、健全な競争が行われていることの証左であると考えます。</p> <p>家電量販店等の小売業界で他店価格に合わせる販売手法は広く行われており、また新聞、ガソリン、ビール等でも横並びの価格が多く見られます。</p>
<p>⑩ 資料60頁で、最低限の利用しかしない利用者にとって、スマホの料金プランはフィーチャーフォンの料金プランに比べて高いのではないか。</p>	<p>本年9月の「電気通信サービスに係る内外価格差に関する調査」にもありますように、海外事業者も含め、スマホの料金プランはフィーチャーフォンの料金プランと比較して高い傾向にあると認識しています。</p>

モバイル検討会のフォローアップ (当社の対応状況等)

1. ネットワーク提供条件の同等性確保関係

内容	SB回答
ウェブによるMNP手続の実現	総務省要請にある期限（2019年5月末）までに対応すべく検討中です。
MVNOが確保する帯域幅の柔軟な変更の可能性に関する検討	1ヶ月につき、最大5回の柔軟な帯域変更が行えるよう期間短縮や手続きの簡素化を行いました。 ※詳細は当社説明資料4頁参照
HLR/HSS連携機能の提供に係るMVNOの負担額の根拠等のMVNOへの十分な説明	現時点で具体的な要望を頂いていません。
MNOの迷惑メールフィルタで受信拒否メールとして扱われないための基準のMVNOへの提示	ご要望を頂いたMVNOに対しては基準を開示しています。
キャリアメールの転送サービスの実現可能性に関する検討	キャリアメールの転送サービスについては現時点で要望を頂いていません。
一部事業者におけるテザリングの実現時期のMVNOへの提示	2018年4月よりテザリングの提供を開始しました。
一部端末において緊急通報時にGPS情報の提供が不可となる事案についての要因の究明等へのMNOの協力	緊急通報時のGPS情報提供に関し、当社のネットワーク側で制限は設けていません。 現在MVNOより当該事象に関する報告や問い合わせ等はありませんが、仮に今後発生することがあった場合は調査に協力する考えです。

2. 中古端末の国内流通促進関係

内容	SB回答
下取り端末の流通・販売を行う者に対するMNOによる当該端末の国内市場での販売の制限を業務改善命令の対象とするガイドラインへの対応	下取り端末の流通・販売を行う者に対して当社による当該端末の国内市場での販売の制限は行っておらず、ガイドラインを遵守しています。
中古端末のSIMロック解除を求めるガイドラインへの対応	ガイドラインに定められた対応期日（2019年9月1日）に向けて準備中です。
MNOによる盗品等に関する迅速かつ明確な情報公開	報告書において方向性が示される以前より、対応済みです。

3. 利用者の自由なサービス・端末選択の促進関係 (1/3)

内容	SB回答
利用期間拘束及び自動更新を伴う契約について、2年契約満了時又はそれまでに、違約金及び25か月目の通信料金のいずれも支払わない解約の実現	2019年3月に自動更新月の延長(2ヶ月→3ヶ月)を実施する予定です。
利用期間拘束の自動更新の有無による提供条件の格差の縮小の検討	前回ヒアリング資料の通り、今後検討します。
残債免除等施策の提供条件に関する利用者への説明の徹底を求めるガイドラインへの対応	社内関連部署へ再周知を行い、説明の徹底を図っています。 また、2018年11月29日より、既存利用者も含め、残債の支払いを不要とする場合の再加入条件を撤廃しています。
過去の利用実績等に基づき利用金額が適正となる料金プランの例の案内	前回ヒアリング資料の通り、利用実績に応じた料金プランのご案内を2019年3月に実施する予定です。
利用者のリテラシー向上やサービスに関する理解促進に向けた施策の実施	料金プランの見直しに関する相談やサービスの問い合わせ等、お客様からの各種相談に応じる窓口について、2019年3月までに毎月メールで実施している請求確定通知を用いて告知する予定です。

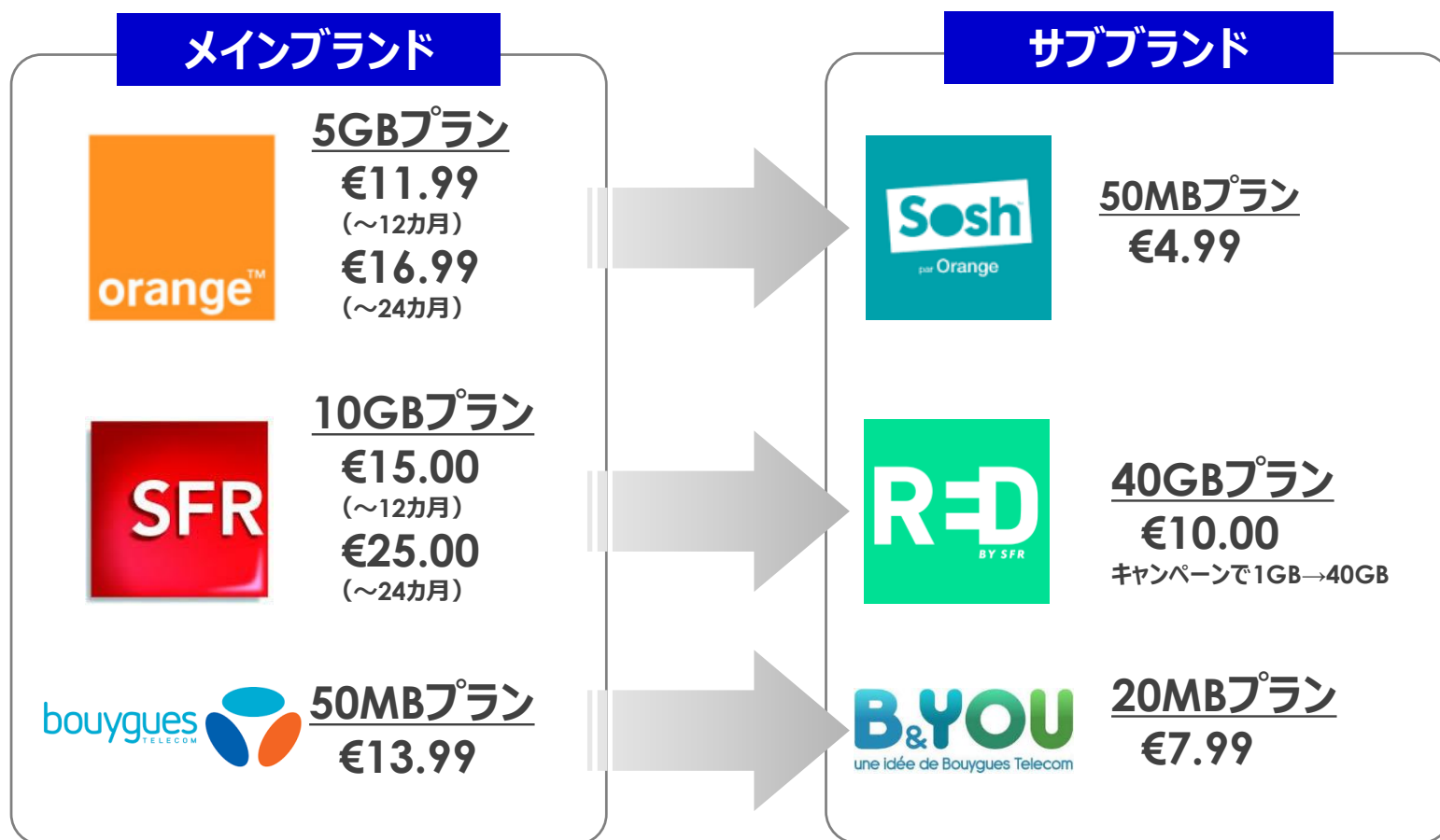
内容	SB回答
<p>月途中の解約時の日割計算の実施可能性に関する検討</p>	<p>月単位で設定しているデータ定額プランについては、ひと月に満たない期間であっても大量（既定の上限データ量）の通信を利用することが可能であることから、月途中の解約時における日割計算を実施することは考えていません。</p> <p>また、音声通話の通話定額につきましても、ひと月に満たない期間であっても大量の通話を利用することが可能であることから、月途中の解約時における日割計算を実施することは考えていません。</p> <p>なお、音声通話の通話定額には利用量の上限設定が存在しませんが、音声通話で都度発生する他社への接続料の支払い等も考慮の上、自社利用者の利用実態をもとにリスクコントロールが可能な範囲でプラン設計を行っており、ひと月に満たない期間であっても、プラン設計時に想定した平均的通話量が利用可能であることから、データ定額プランと同様の考え方となります。</p>

内容	SB回答
MNOから販売店に対して端末代金の販売価格や値引き額を実質的に指示することが業務改善命令の対象となるとするガイドラインへの対応	2018年6月の行政指導を真摯に受け止め、ご報告した再発防止策に基づき、対応を実施しています。
MNOから販売店に対してキャッシュバック等の実質的指示を行うことは端末購入補助に該当することを明示するガイドラインへの対応	

補足資料

海外においても、ダブルブランド登場で市場が活性化

【フランスにおける事例】



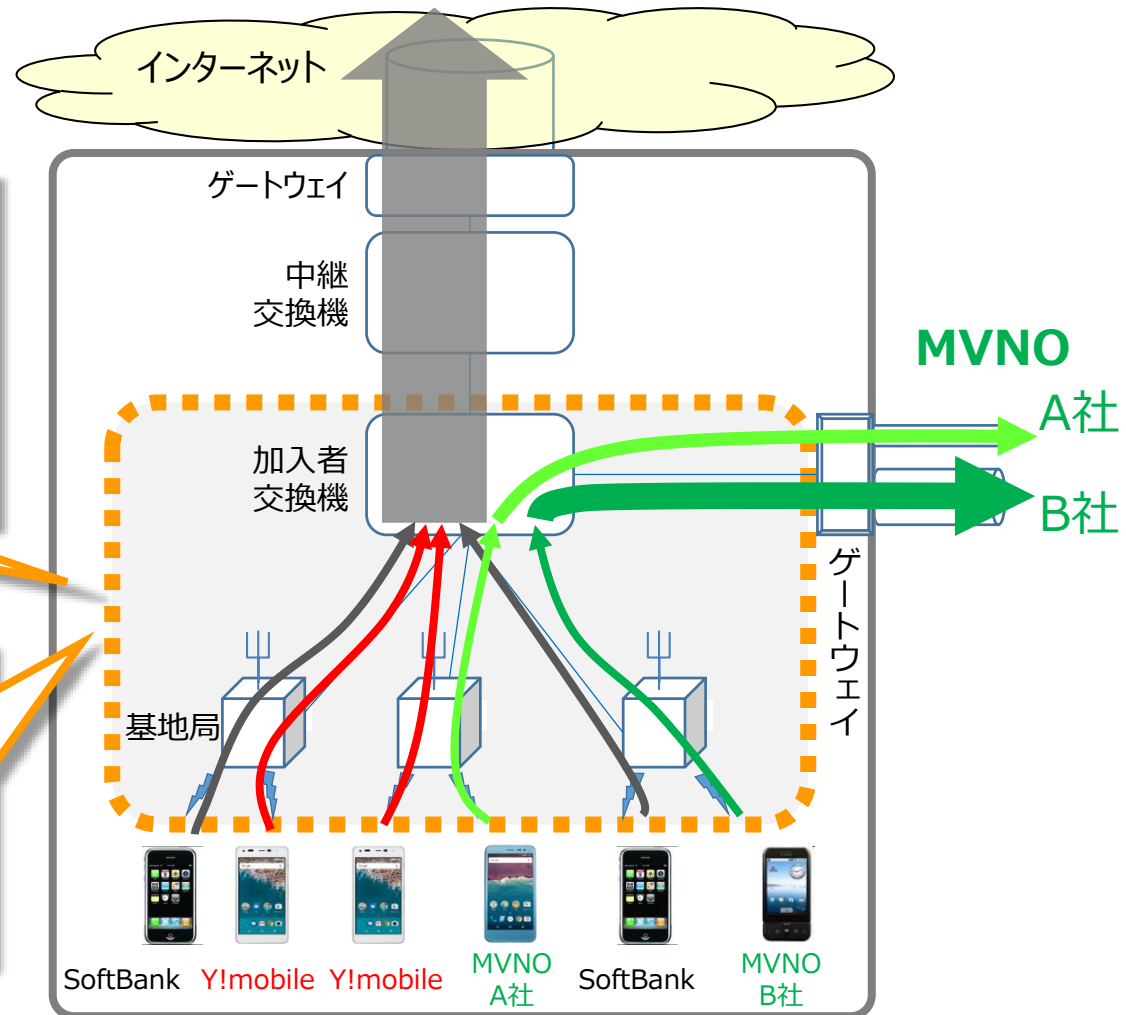
弊社ネットワークにおいては、「ソフトバンク」、「ワイモバイル」、 「MVNO」が同条件で利用・コスト負担

① ネットワーク利用

どの端末の通信かに依らず、
ベストエフォートで利用
(サブブランド含む自社とMVNO間で
差別的取扱いなし)

② ネットワークコスト

利用帯域幅に応じて自社
(サブブランド含む) 並びに
MVNOはコストを**応分負担**



本会合におけるご指摘と弊社考え

MVNO殿

料金と速度の関係性等から、
MNOグループのMVNOや
MNO内サブブランドのサービス・速度
が適切か検証要

弊社

同一会社のブランディングのため、
個別サービス単位での検証は不要

仮に本検討会で検証を行うのであれば、
あらかじめ下記について整理いただきたい

- 検証の目的と結果に対する評価方法
- 経営形態の異なる以下の種別毎の検証方法
 - ① MNOグループのMVNO（別会社）
 - ② MNO内サブブランドを含むMNOの低料金プラン

EOF